

## 第4期長浜市地域福祉計画策定委託業務

### 仕 様 書

#### 1 業務名称

第4期長浜市地域福祉計画策定委託業務

#### 2 業務目的

本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とする「第4期長浜市地域福祉計画」（以下、「地域福祉計画」という。）策定を行うことを目的とする。

あわせて「重層的支援体制整備事業計画」、「再犯防止推進計画」、「成年後見制度利用促進計画」を策定し、地域福祉計画に包含する。

策定にあたっては、第3期長浜市地域福祉計画の総括及び国や滋賀県の動向、長浜市の各種データや関連法改正等を整理するほか、調査結果等を踏まえた長浜市の地域福祉の現状と課題の分析、市民の意識やニーズ、また地域団体等の活動の事態や課題・意向等を把握及び分析するとともに、関連する他の計画、法令等との調整を図り、また地域福祉計画検討委員会等を運営し、計画書を作成するために市に対して提案・助言・支援等を行うこと。

#### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月18日（木）まで

#### 4 業務の体制

受託者（以下、「乙」という。）は本業務の遂行にあたり、本業務と同種の計画策定支援業務に従事した経験を有する者を管理技術者として1名選任し、本業務の統括管理を行わせるとともに、本業務を円滑かつ確実に実施するため、管理技術者とは別に的確な人材を担当技術者として1名以上配置し、委託者（以下、「甲」という。）の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

## 5 策定スケジュール

予定であり、今後変更する場合がある。

令和7年度	8月中旬	契約締結
	9月中旬	庁内検討委員会（以降計5回程度開催）
	10月上旬	地域福祉計画検討委員会（以降計5回程度開催）
	10月下旬	市民アンケート・団体ヒアリング実施
	2月上旬	計画骨子案の確定
令和8年度	5月下旬	計画素案の確定
	10月上旬	パブリックコメント（市民・職員）の実施
	11月下旬	計画案の決定
	2月	計画策定
	3月上旬	成果品納品

## 6 業務内容

### (1) 令和7年度

#### ① 基礎データの収集

地域福祉計画については、上位計画である長浜市総合計画との整合を図りつつ、高齢者、しょうがい者、子育て等関連分野の各計画において共通して取り組むべき事項を定める必要があるため、甲の統計資料から基礎データを収集するとともに、関連する各分野の計画内容を把握し、現状と課題、目指す方向性等について整理する。

#### ② アンケート調査・分析集計

別紙「第4期長浜市地域福祉計画策定委託業務〔アンケート調査・分析集計〕仕様書」のとおり。

#### ③ ヒアリング調査

庁内関係各課等をはじめ、各社会福祉団体・ボランティア団体等（10団体程度）に地域福祉施策に関する現状や今後の展望等について意見聴取し、計画策定の基礎資料とするとともに、事業推進にあたっての連携方策の検討等を行うものとする。

関係各課へは第4期計画の点検・評価の視点を盛り込んだ検証シートを配布する。

実施方法は、シート調査を実施後、必要に応じて個別面談聴取とする。

#### ④ 各種会議への出席

乙は、地域福祉計画検討委員会に、オブザーバーとして出席し助言等を行う。

会議については、甲と事前打合せを行うこととし、必要な資料については乙にて作成し、25部印刷すること。また、会議後は速やかに議事録を乙にて作成し提出すること。

⑤ 打合せ

計画策定の進行は十分に甲と調整を図りながら行うものとするため、適宜打合せを実施することとし、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、提出すること。

(2) 令和8年度

① 地域福祉計画に対する住民周知

地域福祉計画の住民参加の一環として、長浜市広報・市ホームページへの地域福祉計画の策定経過を掲載、周知を行うに当たり、その掲載原稿の企画立案、作成を行うものとする。

② 計画素案の作成

地域福祉計画検討委員会等での意見や調査結果、現状分析結果をもとに、甲との協議を重ねながら、甲の実情に即した計画の素案を作成する。

- ・基礎調査結果等を踏まえた計画課題の抽出
- ・将来フレームの作成
- ・基本的方向性の検討
- ・計画の構成の検討
- ・計画素案の策定
- ・パブリックコメントの実施
- ・リライト

③ 各種会議の議事運営支援

地域福祉計画検討委員会にあたり、次の業務を行う。会議の事前打合せについては甲と打合せを行うこと。

- ・各回における議題案の設定支援
- ・会議資料原稿の作成
- ・会議へのオブザーバーとしての出席、助言等
- ・必要に応じた資料説明
- ・議事録の作成

④ パブリックコメントの実施の支援

地域福祉計画素案のパブリックコメントを実施するに当たり、ホームページ公表用のP

DFファイルの作成、寄せられた意見への回答案を作成する。

⑤ 打合せ

計画策定の進行は十分に甲と調整を図りながら行うものとするため、適宜打合せを実施することとし、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、提出すること。

## 7 成果品

(1) アンケート調査票

- ① 納入期限：令和7年10月中旬
- ② 納入部数：紙媒体及びCD-R又はDVD-Rを1部

(2) アンケート集計報告書

- ① 規格等：A4サイズ、100～150頁程度、簡易製本、データ納品有り
- ② 納入期限：令和8年1月中旬
- ③ 納入部数：CD-R又はDVD-Rを1部

(3) 計画書冊子

- ① 規格等：A4版、両面160頁程度、表紙はフルカラー、それ以外は1色
- ② 納入期限：令和9年3月上旬
- ③ 納入部数：CD-R又はDVD-Rを2部

(4) ダイジェスト版

- ① 規格等：A4版、両面刷り4～8頁程度、フルカラー
- ② 納入期限：令和9年3月上旬
- ③ 納入部数：紙媒体を1,000部及びCD-R又はDVD-Rを2部

## 8 その他

・乙は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、甲の指示を受けるものとする。

・他文献等からの文言の引用、イラストや統計データ等を成果品へ引用する場合は、それらに係る著作権を侵害してはならない。

・乙は、この契約による事務を処理するため個人情報（長浜市死者の情報の取扱いに関する条例（令和5年長浜市条例第25号）第2条第2号に規定する死者情報を含む。別記「個人情報取扱特記事項」第14条を除き、以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に

関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、長浜市死者の情報の取扱いに関する条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

・委託業務終了後に過失、疎漏に起因する不良個所があったときには、甲が必要と認める修正又は補足、その他の必要な作業を乙が自らの費用負担をもって速やかに行うものとする。

・乙は、委託業務の一部または主要な部分を一括して第三者に委託することはできないものとする。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

・本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、甲乙間で協議の上定めるものとする。

別記（第25条関係）

## 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（取扱責任者等の報告）

第2条 受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱責任者及び取扱者を、発注者に書面で報告し、その者に個人情報取扱特記事項を遵守させなければならない。

（取扱場所の報告）

第3条 受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱場所を、発注者に書面で報告し、当該取扱場所で業務を行わなければならない。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（漏えいの防止等）

第5条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第6条 受注者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8条 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第9条 受注者は、業務に係る個人情報を取り扱う事務は自らがを行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が承諾した場合はこの限りでない。この場合にあっては、受注者は当該第三者の監督責任を負うものとする。

（資料の返還等）

第10条 受注者は、業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は廃棄しなければ

ばならない。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第11条 発注者は、業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、受注者はこれに応じなければならない。

(事故発生時の報告)

第12条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(罰則の適用)

第14条 個人情報の保護に関する法律に規定する罰則は、この契約に係る個人情報の取扱いにおいて適用する。